

令和3年度アレルギー疾患医療調査（案）について

1 調査方針

国の「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」が平成29年7月にとりまとめた「アレルギー疾患医療提供体制の在り方について」において、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院（以下「県拠点病院」という。）及びかかりつけ医の役割が示されている。

かかりつけ医について、本年度は**アレルギー科を標榜する（アレルギー専門医が在籍していない）医療機関を対象**に調査を実施する。

<これまでの実施状況>

- 平成30年度 アレルギー専門医が在籍する医療機関を対象に実施
- 令和元年度 アレルギー科を標榜する（アレルギー専門医が在籍していない）医療機関を対象に実施
- 令和2年度 アレルギー専門医が在籍する医療機関を対象に実施

2 調査の目的

- (1) アレルギー科を標榜する医療機関において、アレルギー疾患患者の紹介・逆紹介状況を把握するため、実施状況を調査する。
- (2) アレルギー科を標榜する医療機関において、科学的知見に基づいた適切な医療を提供しているかどうかを把握するため、医療機関が実施している検査・指導の状況を調査する。
- (3) アレルギー科を標榜する医療機関において、県拠点病院に対して助言を求めるなどを把握するため、現時点の状況を調査する。

3 医療機関への調査（上記2（1）、（2）、（3））

(1) 対象

アレルギー科を標榜する（アレルギー専門医が在籍していない）医療機関（病院10か所、診療所380か所程度）

(2) 調査票

別添1、別添2のとおり

4 県拠点病院への調査（上記2（1））

(1) 内容

- ・県拠点病院に対してアレルギー疾患患者を紹介した医療機関の所在地（市町村）を調査する。
- ・上記アレルギー疾患患者の居住地（市町村）を調査する。

(2) 対象

県拠点病院（6か所）

(3) 調査票

別添3のとおり。

〈参考〉

アレルギー疾患医療提供体制の在り方について（平成29年7月）（抜粋）

○都道府県アレルギー疾患医療拠点病院の役割

① 診療

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携し、診断、治療、管理を行う。

② 情報提供

アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、患者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供に取り組む。また、都道府県連絡協議会が企画する、患者やその家族に対する定期的な講習会や地域住民に対する啓発活動等に主体的に取り組む。

③ 人材育成

都道府県連絡協議会での検討を基に、都道府県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修のみならず、保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習の実施に、積極的に関与する。

④ 研究

学校現場でのアレルギー疾患対策の状況やアレルギー疾患の地域的特性等、都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析を行い、都道府県によるアレルギー疾患対策の推進を支援する。また、国が長期的かつ戦略的に推進する全国的な疫学研究、臨床研究等に協力する。

⑤ その他

都道府県の各地域における学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、市区町村の教育委員会や市区町村の関係部局に対し、医学的見地からの助言、支援を行う。

○かかりつけ医の役割

かかりつけ医は、定期的な処方や検査等の日常的診療を行う、患者に最も身近な存在であり、こうした日々の診療において、科学的知見に基づいた適切な医療を提供することが期待される。そのため、都道府県連絡協議会等が企画する研修会に積極的に参加し、最新の科学的知見に基づいた適切な医療についての情報を有する必要がある。

また、診療所や、診療所から紹介を受けた一般病院で診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症および難治性アレルギー疾患患者については、適宜、都道府県拠点病院を紹介することが求められる。